平成２３年（フ）第４５１２号
大阪市住之江区新北島８丁目１番６号
債務者　稲川　洋人
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７５号
大阪府大東市氷野２丁目１番４号
債務者　有福　浩司
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９２号
大阪市西区本田１丁目５番６―1401号
債務者　大西　佐和
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０４号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号大阪市立淀川寮内、住民票上の住所大阪府高槻市寿町２丁目40番８号
債務者　西村　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１５号
大阪府豊中市桜の町５丁目11番６号
債務者　村上　　仁
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３６号
大阪府大東市深野北１丁目11番３号
債務者　桑森　美紀（旧姓原子）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３８号
大阪府守口市梶町４丁目30番14号
債務者　木村　博信
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４９号
大阪府豊中市豊南町南２丁目６番16号
債務者　瀧川　泰司
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５９号
大阪府守口市東光町３丁目11番19号
債務者　小玉　琴路
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６０号
大阪府箕面市西宿２丁目22番３―506号
債務者　向山　和則
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６２号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目28番21号
債務者　滝口こと　**涔**口　良一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６４号
大阪府東大阪市日下町７丁目２番29号　203
債務者　吉田　典子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９３号
大阪市港区波除３丁目７番４―507号
債務者　辻　佐和子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９４号
大阪府東大阪市吉松２丁目５番29号　サンエーコーポ301号
債務者　古村佳緒里
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９５号
大阪市平野区加美北５丁目９番３―904号
債務者　児山　敏春
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８００号
大阪府茨木市水尾４丁目２番８号の６
債務者　吉田　清美（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８０１号
大阪府門真市小路町１番12―702号
債務者　田渕　真弓
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８０５号
大阪市城東区今福西４丁目１番17号　ルミエール一番館301
債務者　三木　浩一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部